

土木工事現場必携の 改定概要

(R8. 4. 1 改定)

1

土木工事現場必携の主な改定点

第1章 一般事項

1-4 工事等の施行

(5) 建設業法等による工事現場への掲示

追加

- 掲示するもの : 熱中症による重篤化を防止するための実施手順を含めた緊急連絡体制表
- 掲示場所 : 工事関係者の見やすい場所
- 対象工事等 : 全ての工事（ただし、明らかにWBGTが28度以上または気温が31度以上とならない期間での作業を行う工事においては対象外とすることができる）
- 摘要 : 労働安全衛生規則第612条の2熱中症を生じるおそれのある作業

2

土木工事現場必携の主な改定点

第2章 書類関係

3. 請負代金内訳書(様式22)

改定

3

土木工事現場必携の主な改定点

第2章 書類関係

2-2 書類作成の手引き

7. 施工計画書

改定

表 7-1 施工計画書の記載内容

項目	工事等の区分と記載項目 ※				摘要
	一般建設工事 (当初請負代 金額が4,500 万円以上)	当初請負代 金額が 4,500万円 未満の工事	単価契約工 事もしくは 指示票によ る工事	緊急維持修 繕工事 注2)	
(11) 現場作業環境 の整備	○	—	—	—	現場環境改善について、 対象工事の場合に記載 する。
(11) 現場作業環境 の整備	○	△	—	—	現場環境改善について、 対象工事の場合に記載 する。

※ 「○」の項目：記載する
 「—」の項目：設計図書に記載指示のある場合を除き、記載を省略する。
 「△」の項目：現場環境改善の熱中症対策について、対策を行う場合は記載する。

4

土木工事現場必携の主な改定点

第2章 書類関係

2-2 書類作成の手引き

7. 施工計画書

追加

【(8) 緊急時の体制及び対応】

また、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合の臨機の措置を記述する（標準仕様書1-1-33 16-2. 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応についてを参照）ほか、作業員の緊急避難場所（避難経路を含む）を現場に明示する。

加えて、熱中症における緊急連絡体制を記述するほか、工事関係者の見やすい場所に明示する。ただし、明らかにWBGTが28度以上又は気温が31度以上とならない期間で作業を行う工事においては対象外とする。

5

土木工事現場必携の主な改定点

第2章 書類関係

2-2 書類作成の手引き

7. 施工計画書

改定

【(8) 緊急時の体制及び対応】

(1) 南海トラフ地震臨時情報に伴う臨機の措置

南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合には、継続的に地震関連情報の収集に努め、次の確認を行い、必要な保全措置を講じる。

- ① 作業員や必要に応じ第三者に情報伝達するとともに、避難場所や避難経路等の緊急避難措置の再確認を行う。
- ② 工事中の構造物及び仮設構造物に対し、必要な補強・落下防止等の保全措置が実施されているかの確認を行う。
- ③ 海岸堤防や河川堤防を掘削する工事など、有事の際に甚大な被害を及ぼす可能性がある工事を行っている場合は、その対応について早急に監督員と協議する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報に伴う臨機の措置

※本工事の施工条件及び施工内容を踏まえ、第三者及び現場内の安全確保に係る保全措置並びに、津波避難を含む作業員等の安全確保に関する事項について記載する。

6

土木工事現場必携の主な改定点

第2章 書類関係

2-2 書類作成の手引き

7. 施工計画書

追加

【(8) 緊急時の体制及び対応】

(I) 熱中症における緊急連絡体制

※ 各々の現場の実情に合わせた熱中症による重篤化を防止するための実施手順を含めた緊急連絡体制を記述する。なお、工事関係者が見やすい場所に掲げるものであるため、別紙として添付してもよい。

7

土木工事現場必携の主な改定点

第2章 書類関係

2-2 書類作成の手引き

7. 施工計画書

削除

【(9) 交通管理】

(ウ) 特殊車両の通行

(1) 運搬計画

(2) 特殊車両の運行の確認を次のとおり行う。

① 通行許可証による確認。(通行許可申請は、手続き期間を考慮して申請する。)

② 運搬資機材毎に出発地点、走行途中、現場到着地点における写真(荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真)による確認。

③ 通行許可が時間指定の場合は、運行時間が確認できる記録紙(タコグラフ等)による確認。

8

土木工事現場必携の主な改定点

第2章 書類関係

2-2 書類作成の手引き

7. 施工計画書

追加

【(11) 現場作業環境の整備】

〈作成例〉

熱中症対策について、以下のとおり実施する。

- ・ 冷蔵庫の設置
- ・ 製氷機の設置
- ・ 日除けテントの設置
- ・ ミスト扇風機の設置 等

実施期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

土木工事現場必携の主な改定点

第2章 書類関係

2-2 書類作成の手引き

7. 施工計画書

追加

【(14) その他】

〈作成例〉

ウィークリースタンスの取組について

本工事においては、受発注者間で確認・共有した以下の内容について、相互に協力し、取り組むものとする。なお、緊急を要する場合等やむを得ない場合はこの内容によらず対応し、現場状況により柔軟に対応するものとする。

- (1) マンディ・ノーピリオド : 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日から外す。
- (2) ウェンズディ・ホーム : ノー残業デー（水曜日等）は定時の帰宅に心がける。
- (3) フライディ・ノーリクエスト : 休前日（金曜日等）の依頼は控える。
- (4) イブニング・ノーリクエスト : 勤務時間終了間際、および勤務時間外の打合せ・現地立会
は避ける。
- (5) ミーティング・1アワーリミット : 打合せの時間は1時間以内を基本とし、効率的・効果的
な打合せの実施に努める。（DXの効果的な活用など）
- (6) 作業内容に見合った期限の設定 : 適切な作業時間を確保した期限を設定する。

※「建設部門ウィークリースタンス実施要領（工事）」に基づき、受発注者間で確認・共有した内容を記載するものとし、工事の内容にあわせて適時修正して記載する。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/ws.html>)

土木工事現場必携の主な改定点

第2章 書類関係

2-2 書類作成の手引き

20. 工事記録

改定

工事記録は具体的な作業内容について、日報等（任意様式）で記録すること。なお、監督員から請求があった場合には、速やかに提示すること。



具体的な作業内容については、会社で使用している日報等（任意様式）に記録すること。なお、監督員から請求があった場合には、速やかに提示すること。

11

土木工事現場必携の主な改定点

第3章 施工管理

3-3 施工管理表

(2) 段階確認及び施工状況把握

追加

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
照明設備工	設置位置	設置位置墨だし時	照明設備の位置	1回/1施設
	点灯試験、照度測定	試験、測定時	設計照度との対比	1回/1工事
接地設置工	接地極の設置	床掘部埋戻前（打込式にあつては打込作業過程）	接地極の位置（深さ）	1回/1工事
	接地抵抗の測定	試験結果報告書提出時	接地抵抗値	1回/1工事

上記以外の電気通信設備工においては、「電気通信設備工事共通仕様書」によること。
機械工においては、「機械工事共通仕様書（案）」によること。

12

土木工事現場必携の主な改定点

第3章 施工管理

3-3 施工管理表

(3) 施工管理表

追加

工種	照明設備工		手続 (受注者)		写真撮影		監督		概要
	項目	内容 留意事項	提出書類 (様式)	添付書類 (様式)	項目	時期	方法	頻度	
施工段階	施工方法	1 施工手順	工事打合せ簿 (施工計画書)	図面等 (適宜)			受理	着手前及び変更時	
材料	品質、規格	1 設計図書との対比	工事打合せ簿 品質の証明資料	製品カタログ資料等 ミルシート 試験成績表	形状寸法	使用前	受理	施工前	
	製作	1 設計図書との照合 2 寸法の適否	工事打合せ簿	製作要領書 社内の仮組立検査成績表	仮組立寸法	仮組立	受理 社内検査の状況	施工前	
設置位置確認		1 設置位置					段階確認	1回/1施設	
床掘り		作業土工(床掘り)参照							
型枠		型枠・支保参照							
基礎コンクリート		コンクリート工参照			基礎幅、深さ、 出来ばえ 施工状況	施工前後 施工中			
接地		1 接地極設置状況					段階確認	1回/1工事	
据付	据付状況	1 ボールの向き、傾斜			施工状況				
埋戻し		作業土工(埋戻し)参照							
設置後確認		1 点灯試験、照度測定					段階確認	1回/1工事	
		2 接地抵抗の測定	試験結果報告書				段階確認	1回/1工事	
出来形管理	基礎工	1 幅、高さ	出来形成果表 出来形図	様式 1-1、1-2、1-3、2	幅、高さ	施工後			
	照明灯	2 設置高さ			設置高さ				
備考									

13

土木工事現場必携の主な改定点

第4章 書類関係

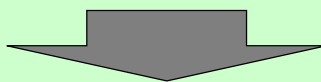
4-5 検査の実施

20. 工事記録

改定

2. 中間検査

また、契約金額が1件250万円以上の建設工事を対象とし、指示票にて行う工事、主たる内容が草刈り等の役務提供工事及び交通安全Ⅱ種工事は対象外とする。



2. 中間検査

また、契約金額が1件500万円以上の建設工事を対象とし、指示票にて行う工事、主たる内容が草刈り等の役務提供工事及び交通安全Ⅱ種工事は対象外とする。

14

土木工事現場必携の主な改定点

第5章 各種様式

5-1 契約関係様式

- ・ 施工監理担当者について（参考様式）

追加

建 号 年 月 日	
様	
所長	
施工監理担当者について（通知）	
工事の施工監理担当者を下記のとおり定めました。	
記	
工事名	
路線等の名称	
工事場所	
請負代金額	
施工監理担当者氏名	
施工監理担当者の有する権限の内容	1. 業務対象工事の施工状況の照合等 (1)使用材料（支保材等を含む。）について設計図書との照合。 (2)施工状況（段階確認）について設計図書との照合。 (3)施工状況を把握し、現場で照合等を行い設計図書に適合しない場合は、その旨を工事請負者に伝えとともに、その結果を監督員へ報告。 (4)不可視部分や重要構造物の段階確認等について、結果を速やかに監督員へ報告。 (5)完了検査等の受検書類について指示・協議・提出等の資料の照合。 2. 工事検査等への臨場 中間検査、出来形検査、完了検査等に臨場。
その他必要な事項	

土木工事現場必携の主な改定点

第5章 各種様式

5-3 施工関係様式

- ・ 創意工夫・社会性等に関する実施状況

追加

創意工夫・社会性等に関する実施状況	
工 事 名	実施内容
項 目	請負者名
<input type="checkbox"/> 創意工夫 <input type="checkbox"/> 自ら立案実施した創意工夫や技術力	1. 施工に併用器具・工具・装置等に関する工夫又は設備撤去後の状態確認に関する工夫 2. 土中二次製品などの代替材の利用に関する工夫 3. 土上、掘削改良、軟弱改良、掘削、セグメント設置等の施工に関する工夫 4. 部材並びに構材等の取扱い等の方法などの施工方法に関する工夫 5. 既設工事における加圧下掘削等又は、電気工事における配線や配管等に関する工夫 6. 仮保水工事や掘削改良工事等における配管又はポンプ等の取扱い、設置等の安全管理に関する工夫 7. 照明などの環境の確保に関する工夫 8. 仮排水、仮道路、仮踏等の目的別な施工 9. 掘削改良、掘削機等に関する工夫 10. 支保工、型枠工、足場工、仮橋脚、埋立壁、 11. 土留の掘削機、杭の施工高の管理に関する工夫 12. 掘削機等の使用、安全管理に関する工夫 13. 出来形又は品質の計測、集計、管理に関する工夫 14. 土留管理ソフト、土留管理システム等の活用 15. 掘削機等の取扱いに関する工夫 16. 遠隔臨場を実施した工事 17. 特殊な工法や材料を用いた施工 18. 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた施工
<input type="checkbox"/> 新技術活用	19. NETIS 等新技術の活用（請負者からの提案）
<input type="checkbox"/> 品質	20. 土上、掘削、電気等の品質向上に関する工夫 21. 土留等の材料、取付、養生に関する工夫 22. 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品の検査、前立検査等に関する工夫
<input type="checkbox"/> 安全衛生	23. 建設業労働安全衛生協議会が定める前倒し作業等に関する実施状況 24. 安全講習、長期間作業員、安全のサポート、現場事故防止、労働者自身の健康及び保護 25. 安全管理に関する工夫 26. 一般作業員に対する安全講習等に関する工夫 27. 一般作業員に対する安全講習等に関する工夫 28. 一般作業員に対する安全講習等に関する工夫 29. 一般作業員に対する安全講習等に関する工夫 30. 厳しい作業環境の改善に関する工夫 31. 環境改善に関する工夫
<input type="checkbox"/> その他	32. 建設キャリアアップシステムの活用
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	33. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との調和に合わせる等、周辺地域との調和を図る 34. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 35. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 36. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 37. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 38. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 39. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 40. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 41. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 42. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 43. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 44. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 45. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 46. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 47. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 48. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 49. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 50. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 51. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 52. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 53. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 54. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 55. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 56. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 57. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 58. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 59. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 60. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 61. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 62. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 63. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 64. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 65. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 66. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 67. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 68. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 69. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 70. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 71. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 72. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 73. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 74. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 75. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 76. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 77. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 78. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 79. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 80. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 81. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 82. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 83. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 84. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 85. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 86. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 87. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 88. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 89. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 90. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 91. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 92. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 93. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 94. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 95. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 96. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 97. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 98. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 99. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施 100. 定期的な広報紙や視覚的学習会等の実施
<input type="checkbox"/> その他	

土木工事現場必携の主な改定点

第6章 資料

改定

以下の資料を改定

- 土木工事監督要領
- 施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き
(案) 第16 版
- 土木工事安全施工技術指針
- 建設工事等検査要領
- 土木工事検査基準
- 建設工事成績評定要領
- 建設工事成績評定結果閲覧要領